

一般社団法人日本社会福祉学会関東地域部会
独自会計について

一般社団法人日本社会福祉学会
関東地域部会

一般社団法人日本社会福祉学会関東地域部会の独自会計の執行に関して、以下の通り定める。

1. 独自会計の執行は、予め運営委員会の議を経て承認を受けた後に行うものとする。
2. 独自会計を執行したときは、事務局は、その内容を、当該年度終了後に開かれる最初の運営委員会に報告しなければならない。
3. 独自会計の執行に関するその他の規則は、必要に応じて、本会計に准じて運営委員会が別に定める。
4. この規則の改訂は、運営委員会の議を経て行う。
5. この規則は、平成 23 年 7 月 31 日より適用する。